

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係  
省令の整備に関する省令 新旧対照条文 目次

- ○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係） 1
- ○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄） 14  
(第二条関係)
- ○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）  
(第三条関係) 24
- ○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令  
(平成十七年厚生労働省令第四十四号) (抄) (第四条関係) 25
- ○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令  
(平成二十二年厚生労働省令第三十八号) (抄) (第五条関係) 26
- ○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第六条関係） 27



○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
目次				
第一章 総則（第一条）				
第二章 の二 医療に関する選択の支援等（第一条の二—第一条の十）				
第一章 の三 医療の安全の確保（第一条の十一—第一条の十三）				
第一章 の四 病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四—第七条）				
第二章 の第四章（略）				
第四章 の二 基本方針（第三十条の二十七の二）				
第四章 の二の二 医療計画（第三十条の二十八—第三十条の三十）				
第四章 の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二—第三十条の三十三の七）				
第四章 の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の二十三の八—第三十条の三十三の十）				
第五章・第六章（略）				
附則				
第一章 総則				
第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二 第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおり				
（新設）				
第四章 の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の二十三の二）				
第五章・第六章（略）				
附則				
第一章 総則				
第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二 第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおり				
（新設）				
第四章 の三 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の二十三の二）				
第五章・第六章（略）				
附則				

りとする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
- 四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

## 第一章の二 医療に関する選択の支援等

第一条の二 法第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 (略)

## 第一章の二 (略)

### 第一章の二 医療の安全の確保

#### 第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げることにより、法第十六条の三第一項 各号に掲げる事項を行わなければならぬい。

一五 (略)

## 第一章 医療に関する選択の支援等

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 (略)

## 第一章の二 (略)

### 第一章の二 医療の安全の確保

#### 第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げることにより、法第十六条の三第一項 各号に掲げる事項を行わなければならぬい。

一五 (略)

六 (略)

イ・ロ (略)

(削除)

七 (略)

2 (略)

## 第四章の二 基本方針

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

## 第四章の二の二 医療計画

(特殊な医療)

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第十一号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に

六 (略)

イ・ロ (略)

ハロに規定する年次計画を作成するに当たつては、おおむね五年間に百分の十紹介率を高める内容のものとすること。

七 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

## 第四章の二 医療計画

(特殊な医療)

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第十号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四 (略)

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に

関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第十号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十一号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができること。

（基準病床数の算定）  
第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十二号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一～四 （略）

（第四章の二の三） 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

（病床の機能の区分）

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各

関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第九号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）  
第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十一号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一～四 （略）

（新設）

（新設）

号に定めるとおりとする。

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの

二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。）

三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

（法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

（法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、六年間とする。

（法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事

（新設）

(項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告方法)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法  
二 レセプト情報による方法

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

- イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法  
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け取る方法

八 書面を交付する方法

3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年

(新設)

厚生省令第三十六号) 第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。」をいう。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第三十条の三十三の九 法第三十条の十七第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

2 都道府県は、法第三十条の十七第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師(以下この項及び次項に

(新設)

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

(新設)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

2 都道府県は、法第三十条の十二第一項の規定により、当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要な施策として、医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師(以下この項及び次項に

において「他の医師」という。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)次条において「労働者派遣法」という。)第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。)に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に従事させるに当たつては、法第三十条の十七第一項に規定する協議を経るものとする。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行う者に限る。

第三十五条 法第五十七条第五項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一〇八 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法

において「他の医師」という。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。)に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

(新設)

第三十五条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一〇八 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け

第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

#### 附 則

第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

#### （移行計画の認定）

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条の三第一項の規定により

るときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

#### 附 則

第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

#### （新設）

移行計画（同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。）は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 | 2 | 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 合併の見込み

二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

（移行計画に添付する書類）

第五十七条 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 | 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 | 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 社員総会の議事録

二 直近の三会計年度（法第五十三条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

（移行計画の変更）

第五十八条 平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人（同項に規

（新設）

（新設）

定する認定医療法人をいう。以下同じ。)は、附則様式第四による移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更前の移行計画

二 変更後の移行計画

三 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたこと

を証明する書類の写し

四 社員総会の議事録

その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

(移行計画の認定の取消し)

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。

二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

三 認定医療法人が合併により消滅したとき。

四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(新設)

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日
- 二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日

前項のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合については、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表
- 二 定款変更の認可書の写し

三 社員総会の議事録

前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他処分があつた場合にあつては、当該処分があつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五によ

(新設)

る実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 出資者名簿

二 附則様式第六による出資持分の状況報告書

三 その他の持分の処分の詳細を明らかにする書類

4 前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

附則様式第一（附則第五十六条第一項関係）

※別紙1参照

附則様式第二（附則第五十六条第二項関係）

※別紙2参照

附則様式第三（附則第五十七条第二項関係）

※別紙3参照

附則様式第四（附則第五十八条第一項関係）

※別紙4参照

附則様式第五（附則第六十条第一項から第三項まで関係）

※別紙5参照

※別紙6参照

附則様式第六（附則第六十条第三項第二号関係）

※別紙7参照

附則様式第七（附則第六十条第四項関係）

別表第一（第一条の二関係）  
(略)

別表第一（第一条関係）  
(略)

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
目次					
第一章 総則（第一条—第三条）					
第二章 臨床修練及び臨床教授等（第四条—第十二条）					
第三章 雜則（第十二条）					
附則					
（病院等の指定等）					
第一条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号の規定による病院の指定は、当該病院又は診療所の開設者（国の開設する病院にあつては、主務大臣）の同意を得て行うものとする。					
法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。					
法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる					
（新設）					
（病院の指定）					
第一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条第四号の規定による病院の指定は、当該病院の開設者（国の開設する病院にあつては、主務大臣）の同意を得て行うものとする。					
（新設）					

病院とする。

病院

一 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた

病院

三 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

四 法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

第二条の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（指定の取消）

第二条 厚生労働大臣は、法第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下「臨床修練病院等」という。）又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下「臨床教授等病院」という。）が、同条第四号に規定する臨床修練（以下「臨床修練」という。）又は同条第十二号に規定する臨床教授等（以下「臨床教授等」という。）を行わせるのに必要な条件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

（報告）

第三条 臨床修練病院等及び臨床教授等病院の長は、毎年四月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の臨床修練又は臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（新設）

第三条 指定病院の長は、毎年四月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の臨床修練の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

## 第二章 臨床修練及び臨床教授等

(新設)

### (臨床修練の許可の申請手続等)

#### 第四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。次条第二項第一号において同じ。）その他の身分を証する書類の写し

#### 二・三 (略)

(削除)

四 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が有することを証する書類

(略)

五 臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の名称並びに臨床修練病院等との臨床修練の分野、期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（以下「臨床修練指導医等」という。）の氏名を記載

した臨床修練計画書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者（法第二条第四号に規定する重度傷病者をいう。次号において同じ。）を搬送する臨床修練病院等の名称、救急用自動車等（同号に規定する救急用自動車等をいう。次号において同じ。）の所有者の氏名、臨床修練の期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の氏名を記載した臨床修練計画書。

七 臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の長及び指導監督を受けようと臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の長及び指導監督を受けようとする

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）その他の身分を証する書類の写し

#### 二・三 (略)

四 日本語又は次条に定める外国語を理解し、使用する能力を有する書類

(略)

五 患者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

六 臨床修練を行おうとする病院の名称並びに病院との臨床修練の分野、期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（以下「臨床修練指導医等」という。）の氏名を記載した臨床修練計画書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者（法第二条第四号に規定する重度傷病者をいう。次号において同じ。）を搬送する指定病院の名称、救急用自動車等（同号に規定する救急用自動車等をいう。次号において同じ。）の所有者の氏名、臨床修練の期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の氏名を記載した臨床修練計画書

八 臨床修練を行おうとする病院の長及び指導監督を受けようと臨床修練を行おうとする

受けようとする臨床修練指導医等の承諾書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者を搬送する臨床修練病院等の長、救急用自動車等の所有者及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の承諾書。

八 (略)

3 (略)

4 臨床修練外國医師若しくは臨床修練外國歯科医師又は臨床修練外國看護師等（以下「臨床修練外國医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第七号の承諾書を添えて届け出なければならない。

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
- 2 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し
- 3 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類
- 4 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類
- 5 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類
- 6 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないか

する臨床修練指導医等の承諾書。ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、重度傷病者を搬送する指定病院の長、救急用自動車等の所有者及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の承諾書。

九 (略)

3 (略)

4 臨床修練外國医師若しくは臨床修練外國歯科医師又は臨床修練外國看護師等（以下「臨床修練外國医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

(法第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語)

第五条 法第三条第二項第四号（法第八条第二号において引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める外国語は、中国語、フランス語、ロシア語、英語、スペイン語又はドイツ語とする。

2 臨床修練の許可を受けようとする者に係る前項の外国語については、指導監督を受けようとする臨床修練指導医等が臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に理解し、使用する能力を有するものでなければならない。

に關する事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものと除く。）

七

臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに關する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書

八

臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の長及び受入れに關する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書

九

許可証用写真一葉

第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

4  
臨床教授等外國医師又は臨床教授等外國歯科医師（以下「臨床教授等外國医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

（法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類

二 法第四条第一項の臨床修練許可証（第六条及び第七条第一項において「臨床修練許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七条第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（許可証の様式）

第六条 臨床修練許可証及び臨床教授等許可証は、様式第三号によ

（新設）

（許可証の様式）

第六条 法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という）

るものとする。

(許可証の書換え交付)

第七条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、臨床修練許可証又は臨床教授等許可証（以下「許可証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四号による書換え交付申請書に許可証及び許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第八条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第五号による再交付申請書に許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 許可証を破り、又は汚した臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等が第一項の申請をするときは、申請書にその許可証を添えなければならない。

4 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(許可証の着用)

第九条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、臨床修練又は臨床教授等を行うときは、許可証を見やすい位置に着用しなければならない。

(許可証の書換え交付)

第七条 臨床修練外国医師等は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三号による書換え交付申請書に許可証及び許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第八条 臨床修練外国医師等は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四号による再交付申請書に許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 許可証を破り、又は汚した臨床修練外国医師等が第一項の申請をするときは、申請書にその許可証を添えなければならない。

4 臨床修練外国医師等は、許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(許可証の着用)

第九条 臨床修練外国医師等は、臨床修練を行うときは、許可証を見やすい位置に着用しなければならない。

なければならない。

(総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者)

第十条 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

2 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るために必要があると認めるとときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

(臨床修練証明書)

第十一條 臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行つた旨の証明を求めることができる。

第三章 雜則

(期限の特例)

第十二条 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をも

(認定の申請手続等)

第十条 法第八条の規定により臨床修練指導医等として認定を受けようとする者は、様式第五号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 医学若しくは歯科医学に関する専門的な知識及び技能又は法

二 第二条第四号ハからヨまでに定める業に関する専門的な知識及び技能を有することを証する書類

三 第五条に定める外国語を理解し、使用する能力を証する書類

導の実績を証する書類

四 経歴書

五 戸籍謄本又は戸籍抄本

(認定証の交付)

第十一條 厚生労働大臣は、法第八条の規定による認定をしたときは、様式第六号による臨床修練指導医認定証若しくは臨床修練指導歯科医認定証又は臨床修練指導者認定証（以下「臨床修練指導医認定証等」という。）を交付するものとする。

(新設)

(認定証の返納)

第十二条 臨床修練指導医等は、法第十条の規定により認定を取り消されたときは、五日以内に、臨床修練指導医認定証等を厚生労働大臣に返納しなければならない。

つてその期限とみなす。

(準用)

**第十三条** 第七条及び第八条の規定は、臨床修練指導医認定証等の書換え交付及び再交付について準用する。この場合において、第七条第二項中「様式第三号」とあるのは「様式第七号」と、「及び許可証用写真一葉を添え」とあるのは「を添え」と、第八条第二項中「様式第四号」とあるのは「様式第八号」と、「再交付申請書に許可証用写真一葉を添え、これを」とあるのは「再交付申請書を」と読み替えるものとする。

(総括臨床修練指導医等)

**第十四条** 指定病院の長は、当該病院における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

(臨床修練証明書)

**第十五条** 臨床修練外国医師等は、様式第九号により、指定病院の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行つた旨の証明を求めることができる。

(期限の特例)

**第十六条** 第八条第四項及び第十二条に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

(削除)

(削除)

(削除)

様式第一号（第四条第一項及び第五条第一項関係）※別紙1参照

様式第二号（第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係）

※別紙2参照

様式第三号（第六条関係）

※別紙3参照

様式第四号（第七条第二項関係）

※別紙4参照

様式第五号（第八条第二項関係）

※別紙5参照

様式第六号（第十一條関係）

※別紙6参照

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）  
(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。	（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）	第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。	（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）	第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十七第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のために令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの	（略）	一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のために令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの	（略）	一 都道府県が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のために令第二条第一項第一号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等（同号に規定する病院等をいう。次号において同じ。）であつて厚生労働大臣が定めるもの
2	（略）	2	（略）	2

○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）  
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

別表第一（第三条及び第四条関係）  
表二

（略）	（略）
薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）	（略）
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）	第十一條第一項及び第二十一条の六において準用する医師法第二十四条第二項及び歯科医師法第二十三条第二項の規定による診療録の保存
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	（略）
（略）	（略）

別表第一（第三条及び第四条関係）  
表二

（略）	（略）
薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）	（略）
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）	第十一條第一項において準用する医師法第二十四条第二項及び歯科医師法第二十三条第二項の規定による診療録の保存
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	（略）
（略）	（略）

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十  
八号）（抄）  
(第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

行	現	案	正	改
				(他の省令の準用) 第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一九 (略) 十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項
2				2 (略) 十 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条 十一十三 (略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）  
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験免許室及び医師臨床研修推進室）</p> <p>第十四条　（略）</p> <p>2 試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>1 (略)</p> <p>二 外国医師等の臨床修練及び臨床教授等のための病院又は診療所の指定並びに臨床修練及び臨床教授等の許可に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>（試験免許室及び医師臨床研修推進室）</p> <p>第十四条　（略）</p> <p>2 試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>1 (略)</p> <p>二 外国医師の臨床修練のための病院の指定、臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定に関すること。</p> <p>3・4 (略)</p>